

用語集

再任用職員

地方公務員法に基づき、定年退職後、実績・経験に基づき、公的年金の支給開始年齢に到達するまで、任期を定めて任用される職員のことです。

任期付職員

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めて任用される職員のことです。

指定管理者制度

従来地方公共団体やその外郭団体に限定していた市民会館や図書館などの公の施設の管理・運営を、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るために、民間事業者等に包括的に代行させることができる制度で、平成15年度の地方自治法改正により創設されました。

地方独立行政法人

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、平成16年施行の地方独立行政法人法に基づき地方公共団体が設立する法人のことです。

行政財産

地方公共団体の所有する不動産、船舶、地上権、特許権などの公有財産のうち、公用又は公共用に使用するもののことです。

市に裁量のある事業

事業の実施・執行にあたり、実施の可否や事業の範囲・経費等について、国や県の所管する法令や通知等の束縛を受けず、市が実質的な裁量の余地を持っている事業のことです。

施設配置の適正化

人口増加や市民ニーズの多様化に対応して、1970年代を中心に全国的に様々な公共施設が整備されてきました。しかし今後予想される人口減少やさらなる少子高齢化等の人口構造の変化、地方公共団体の厳しい財政状況、施設老朽化に伴う維持管理費用や建て替え、大規模改修費用の増加といった公共施設を取り巻く課題を考慮すると、現在の公共施設の量を維持し続けることは非常に困難です。

そこで、施設で提供する行政サービスのあり方を長期的かつ抜本的に見直すとともに、1つの施設で複数のサービスを行う複合化、複数配置されている施設の集約化などによりスペースの有効活用を図り、施設の管理運営についても指定管理者制度、民間委託を活用するなど効率化を図っていくことにより、公共施設の総量を縮減し、真に必要な施設サービスを将来にわたって持続可能なものとするための取り組みのことです。

一般財源

事業費から国県からの補助金や市債（借金）などを除いた正味の市負担額をいいます。

ABC検診

簡便な採血による血液検査で、ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定し、受診者が胃がんになりやすい状態かどうかを4群に分類する検診手法のことです。胃癌そのものを診断するものではありません。

地方交付税

基礎的な行政サービスを提供するため、税収が足りない自治体に国から支給されるお金のことです。使い道については指定されておらず、市が自由に使うことができます。

臨時財政対策債

国の地方交付税の財源が不足しているため、特例として発行が認められている市債（借金）のことです。地方交付税の振替財源とされているため、元利償還金の全額が後年度の地方交付税で補てんされます。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収や社会保障制度等の見直しなど、国の制度改革に伴って地方負担が増加する際には、税制の抜本的な見直し等により見合いの財源を確保することが原則とされていますが、見直し等が行われるまでの間、補てんのために特例として交付されるものです。児童手当の制度拡充に伴うものなどがありましたが、現在では、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収分が交付されています。

地方譲与税

徴収の便宜等から国が代行して国税として徴収し、そのまま地方に譲与する地方税のことです。

県税交付金

地方消費税や自動車取得税など県税の一部が市に交付されるもののことです。

減収補てん債

景気変動などにより税収が著しく見込を下回った場合に、補てん措置として発行が認められる市債（借金）のことです。

元利償還金の75%が後年度の地方交付税で補てんされます。

扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のことです。生活保護、乳幼児・高齢者などの医療費助成、障害者自立支援費などが該当します。

公債費

市の借金である市債の元本や利子の支払などに要する経費のことです。

投資的経費

公共施設の整備費用など、その支出効果が長期にわたって続くものを指します。

繰出金

市の一般会計から、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業などの特別会計や水道事業などの企業会計に支出する経費のことです。

第三セクター等改革推進債

経営が悪化した公営企業や第三セクターなどを廃止・清算する際に、平成 21 年度から平成 25 年度までの間に限り、地方公共団体が発行することができる地方債のことです。多額の負債を早期に処理し、地方財政の健全化を進めることが目的であり、地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合に発行が認められます。

特例市

地方分権を推進するため、市町村への権限移譲を推進する観点から、平成 12 年に創設された都市制度です。

人口 20 万以上の要件を満たし、行政ニーズが集中し事務処理に必要とされる専門的知識・技術を備えた組織を整備することが可能と思われる場合に、市からの申し出に基づき政令により指定されます。

特例市には、開発行為の許可、騒音、振動、悪臭などを規制する権限、計量器の定期検査・立入検査などの権限が移譲され、市の実情に応じた行政サービスを、速く、きめ細かく行うことができるようになります。

平成 26 年 4 月現在で明石市、加古川市、宝塚市など 40 市が指定されています。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数です。指数が高いほど税収などが多く、豊かな団体ということになり、1 を超える団体には、原則として地方交付税は交付されません。

経常収支比率

財政構造の弾力性をみるための指標で、日常的な行政活動に必要な経費に、市税や地方交付税などの自由に使える収入がどのくらい使われているかの割合です。

この数値が低いほど、自由に使える収入に余裕があることになり、財政構造に弾力性があることになります。一般にこの値が 80% を超える場合には、財政構造が弾力性を失いつつあるといわれています。

財政基金

年度間の財源の不均衡を調整するために設置された基金（貯金）です。

減債基金

将来の市債（借金）の償還に備えるために設置された基金（貯金）です。

実質公債費比率

平成 19 年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく財政健全化判断比率のひとつです。

市税や地方交付税などの自由に使える収入のうち、公債費や公営企業の市債（借金）償還に対する繰出金など、実質的な市債（借金）の償還に使われたものの占める割合をいいます。この比率が 18% を超えると、市債（借金）の発行に総務省の許可が必要となります。また、25% を超えると、財政健全化計画を策定し、比率が基準以下になるまで、財政の健全化に取り組むこととなります。

将来負担比率

平成 19 年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく財政健全化判断比率のひとつです。

一般会計の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担など、各地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債が、財政規模に対してどれくらい大きいかを示す比率です。

この比率が市町村は 350%、都道府県及び政令市は 400% を超えると、市債の発行に総務省の許可が必要となります。

中核市

地域行政の充実に資するべく、指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行えるようにするため、平成 8 年に創設された都市制度です。人口 30 万人以上の要件を満たした市からの申し出に基づき政令により指定されます。

中核市には、特例市に移譲される権限に加えて、保健所の設置、飲食店営業等の許可、保育所の設置の認可、養護老人ホームの設置の認可、介護サービス事業者の指定、廃棄物処理施設の設置の許可等の権限が委譲されます。

平成 26 年 4 月現在、姫路市、西宮市、尼崎市など 43 市が指定されています。

地域手当

国の場合、様々な地域に勤務する国家公務員の給与に、地域ごとの民間賃金水準を反映させる目的で支給する手当で、地方公共団体においても同様の趣旨で支給している手当です。

公有財産

地方公共団体の所有する財産のうち不動産、船舶、地上権、特許権などを指します。公用又は公共用に使用する行政財産とその他の普通財産に区分されます。

受益者負担

税負担とは別に、特定の行政サービスを受ける者に受益に応じた負担を求めることをいいます。公共施設の使用料や各種証明書発行に伴う手数料などが該当します。